平成２３年（フ）第２５５６号
名古屋市港区金船町１丁目１番地の15　ファミーユ210号
債務者　山口　勝浩
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２５号
仙台市若林区大和町４丁目９番５―913号
債務者　斎藤　吉久
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４９号
仙台市青葉区滝道19番12号
債務者　千田　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
福島市太平寺字堰ノ上39―１　レオパレスグレーシーせきの上108号室、住民票上の住所宮城県気仙沼市本浜町２丁目８番26号
債務者　小野寺　勇
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺野　明弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４４３号
滋賀県野洲市六条2184番地　ＳＩＸアベニュー107号、前住所奈良県宇陀郡曽爾村大字今井451番地２
債務者　河合　初惠
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　睦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４４号
滋賀県野洲市六条2184番地　ＳＩＸアベニュー107号、前住所奈良県宇陀郡曽爾村大字今井451番地２
債務者　河合　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　睦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９０７号
大阪府東大阪市柏田西１丁目11番28号　ジュネス田中207号
債務者　金　　浩司
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１１８号
大阪府八尾市緑ヶ丘１丁目117番地の19　市営住宅５―303号
債務者　平野　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０７号
奈良県北葛城郡河合町泉台２―29―８　香川方、住民票上の住所大阪府枚方市招提元町４丁目４番１号
債務者　加古朋誠こと　加古　友正
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７５８号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14―101号
債務者　大上　　勉
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８２９号
大阪府東大阪市小若江２丁目８番21号
債務者　田阪　雅則
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７号
岡山県和気郡和気町大田原220番地２
債務者　大田原好廣
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　藍良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９０号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番７―103号
債務者　山本　知美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５４号
広島市西区己斐本町２丁目９番４号
債務者　動道　昭宏
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９１号
秋田県湯沢市西新町10番３号　第二由利コーポ２―６
債務者　近野　邦男
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第９２号
山形県米沢市太田町５丁目１番10号　県営太田町アパート１号122号室
債務者　高橋　英子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２２０号
静岡県富士市水戸島本町２番24号、前住所静岡県静岡市清水区蒲原中302番地の１
債務者　大岩　金正
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
静岡地方裁判所富士支部